

令和3年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 3 号	令和 3 年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 4 号	令和 3 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 "
議案第 5 号	令和 3 年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	21 "
議案第 6 号	令和 3 年度徳島市奨学事業特別会計予算	27 "
議案第 7 号	令和 3 年度徳島市土地取得事業特別会計予算	33 "
議案第 8 号	令和 3 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	39 "
議案第 9 号	令和 3 年度徳島市介護保険事業特別会計予算	45 "
議案第 10 号	令和 3 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	51 "
議案第 11 号	令和 3 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	57 "
議案第 12 号	令和 3 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	63 "
議案第 13 号	令和 3 年度徳島市商業観光施設事業会計予算	67 "
議案第 14 号	令和 3 年度徳島市水道事業会計予算	73 "
議案第 15 号	令和 3 年度徳島市公共下水道事業会計予算	79 "
議案第 16 号	令和 3 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	85 "
議案第 17 号	令和 3 年度徳島市市民病院事業会計予算	89 "

令和 3 年度 徳 島 市 一 般 会 計 予 算

令和3年度徳島市一般会計予算

令和3年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,420,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		39,427,776
	1 市 民 税	16,612,492
	2 固 定 資 産 税	17,573,068
	3 軽 自 動 車 税	787,688
	4 た ば こ 税	1,720,450
	5 都 市 計 画 税	2,734,078
2 地 方 譲 与 税		612,120
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	155,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	426,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	31,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	120
3 利 子 割 交 付 金		35,000
	1 利 子 割 交 付 金	35,000
4 配 当 割 交 付 金		251,000
	1 配 当 割 交 付 金	251,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		266,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	266,000

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		518,000
	1 法人事業税交付金	518,000
7 地方消費税交付金		5,521,000
	1 地方消費税交付金	5,521,000
8 ゴルフ場利用税交付金		28,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,000
9 環境性能割交付金		41,000
	1 環境性能割交付金	41,000
10 地方特例交付金		455,000
	1 地方特例交付金	190,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交付金	265,000
11 地方交付税		9,578,000
	1 地方交付税	9,578,000
12 交通安全対策特別交付金		47,000
	1 交通安全対策特別交付金	47,000
13 分担金及び負担金		455,172
	1 負担金	455,172
14 使用料及び手数料		1,537,405
	1 使用料	971,738

款	項	金 額
	2 手 数 料	565,667
15 国 庫 支 出 金		22,296,264
	1 国 庫 負 担 金	19,602,049
	2 国 庫 補 助 金	2,576,375
	3 国 庫 委 託 金	117,840
16 県 支 出 金		8,820,339
	1 県 負 担 金	5,990,522
	2 県 補 助 金	2,431,639
	3 県 委 託 金	398,178
17 財 産 収 入		146,171
	1 財 産 運 用 収 入	76,207
	2 財 産 売 払 収 入	69,964
18 寄 附 金		375,900
	1 寄 附 金	375,900
19 繰 入 金		781,284
	1 基 金 繰 入 金	781,284
20 諸 収 入		1,819,669
	1 延 滞 金	54,000
	2 預 金 利 子	500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	806,480

款	項	金 額
	4 受 託 事 業 收 入	65,000
	5 雜 入	893,689
21 市	債	11,407,900
	1 市 債	11,407,900
歲 入	合 計	104,420,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		548,444
	1 議 会 費	548,444
2 総 務 費		7,891,590
	1 総 務 管 理 費	6,141,512
	2 徴 税 費	912,216
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	576,499
	4 選 挙 費	133,024
	5 統 計 調 査 費	53,953
	6 監 査 委 員 費	74,386
3 民 生 費		49,412,721
	1 社 会 福 祉 費	21,747,773
	2 児 童 福 祉 費	16,633,825
	3 生 活 保 護 費	11,030,723
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		10,853,525
	1 保 健 衛 生 費	6,152,273
	2 清 掃 費	4,701,252

款	項	金 額
5 勞 働 費		54,888
	1 勞 働 諸 費	54,888
6 農 林 水 産 業 費		1,025,408
	1 農 林 水 産 業 費	378,907
	2 農 地 費	646,501
7 商 工 費		1,516,746
	1 商 工 費	1,516,746
8 土 木 費		12,476,124
	1 土 木 管 理 費	274,133
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,220,386
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	1,154,014
	4 港 湾 費	2,052
	5 都 市 計 画 費	7,302,889
	6 住 宅 費	1,522,650
9 消 防 費		3,185,737
	1 消 防 費	3,185,737
10 教 育 費		8,599,371
	1 教 育 総 務 費	1,185,887
	2 小 学 校 費	1,387,959

款	項	金額
	3 中 学 校 費	879,786
	4 高 等 学 校 費	948,057
	5 幼 稚 園 費	1,193,574
	6 学 校 給 食 費	1,218,778
	7 社 会 教 育 費	1,303,354
	8 保 健 体 育 費	481,976
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,775,446
	1 公 債 費	8,775,446
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	104,420,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
軽自動車税納税通知書等作成事業	令和4年度	2,729
税務システム整備事業	令和4年度から令和9年度まで	1,020,394
漁業近代化資金利子補給	令和4年度から令和9年度まで	1,994
企業誘致・雇用拡大等推進事業	令和4年度から令和8年度まで	31,000
排水施設移転事業	令和4年度及び令和5年度	165,000
四国横断自動車道側道整備事業	令和4年度	188,795
矢三西住宅建替事業	令和4年度	55,440

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター整備事業	44,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和34年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化施設改修事業	1,700			
児童遊園整備事業	13,300			
学童保育会館整備事業	26,200			
教育・保育施設等整備費補助事業	90,900			
認定こども園整備事業	24,000			
清掃運搬施設整備事業	56,200			
廃棄物処理施設整備事業	218,000			
し尿処理施設整備事業	33,100			
農林業振興事業	2,700			
農地施設整備事業	285,000			
観光施設整備事業	2,600			
道路橋りょう整備事業	1,201,400			
河川事業	123,300			
急傾斜地崩壊対策事業	3,500			
排水施設整備事業	1,242,800			
都市計画事業	1,717,700			
公営住宅建設事業	613,900			

消 防 施 設 整 備 事 業	467,100			
防 災 施 設 整 備 事 業	6,300			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	97,700			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	64,500			
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	3,400			
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	17,900			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	2,300			
動 物 園 施 設 整 備 事 業	21,400			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	61,200			
災 害 復 旧 事 業	27,500			
臨 時 財 政 对 策	4,938,000			

令和 3 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,645,635千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 料		4,059,243
	1 国 民 健 康 保 險 料	4,059,243
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3,208
	1 手 数 料	3,208
3 県 支 出 金		17,827,699
	1 県 補 助 金	17,827,699
4 財 産 収 入		571
	1 財 産 運 用 収 入	571
5 繰 入 金		2,722,173
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,722,173
6 諸 収 入		32,741
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	391
	2 雑 入	32,350
歳 入	合 計	24,645,635

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		642,008
	1 総 務 管 理 費	642,008
2 保 険 給 付 費		17,657,128
	1 保 険 給 付 費	17,657,128
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,056,353
	1 医 療 給 付 費 分	4,365,103
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,257,073
	3 介 護 納 付 金 分	434,177
4 保 健 事 業 費		243,750
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	167,876
	2 保 健 事 業 費	75,874
5 基 金 積 立 金		571
	1 基 金 積 立 金	571
6 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
7 諸 支 出 金		34,825
	1 諸 支 出 金	34,825

款	項	金 額
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	24,645,635

令和3年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和3年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和3年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,108千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		104
	1 諸収入	104
2 県支出金		10,000
	1 県補助金	10,000
3 繰入金		83,604
	1 一般会計繰入金	83,604
4 市債		41,400
	1 市債	41,400
歳入	合 計	135,108

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		134,808
	1 事 業 費	110,083
	2 公 債 費	24,725
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	135,108

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	41,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和34年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和3年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和3年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和3年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,569千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		9,215
	1 奨 学 事 業 収 入	9,215
2 繰 越 金		4,354
	1 繰 越 金	4,354
歳 入 合 計		13,569

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		13,561
	1 貸 付 事 業 費	13,561
2 公 債 費		8
	1 公 債 費	8
歳 出	合 計	13,569

令和 3 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和3年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和3年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		487,138
	1 貸 付 金 元 利 収 入	487,138
2 諸 収 入		6,714
	1 諸 収 入	6,714
歳 入	合 計	493,852

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		487,138
	1 貸 付 金	486,408
	2 公 債 費	730
2 諸 支 出 金		6,714
	1 諸 支 出 金	6,714
歳 出	合 計	493,852

令和 3 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和3年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和3年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		1,626
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,626
歳 入	合 計	1,626

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		281
	1 貸 付 事 業 費	281
2 公 債 費		1,345
	1 公 債 費	1,345
歳 出	合 計	1,626

令和 3 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,897,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		5,276,018
	1 介 護 保 險 料	5,276,018
2 使 用 料 及 び 手 数 料		482
	1 手 数 料	482
3 国 庫 支 出 金		6,280,448
	1 国 庫 負 担 金	4,638,349
	2 国 庫 補 助 金	1,642,099
4 支 払 基 金 交 付 金		7,032,969
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,032,969
5 県 支 出 金		3,711,409
	1 県 負 担 金	3,559,313
	2 県 補 助 金	152,096
6 財 産 収 入		1,144
	1 財 産 運 用 収 入	1,144
7 繰 入 金		4,594,469
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,298,367
	2 基 金 繰 入 金	296,102

款	項	金 額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	26,897,039

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		570,275
	1 総 務 管 理 費	570,275
2 保 険 給 付 費		25,223,577
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	25,223,577
3 地 域 支 援 事 業 費		1,080,245
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 費 支 援 総 合 事 業 費	825,496
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	254,749
4 基 金 積 立 金		1,144
	1 基 金 積 立 金	1,144
5 公 債 費		3,000
	1 公 債 費	3,000
6 諸 支 出 金		8,798
	1 諸 支 出 金	8,798
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	26,897,039

令和 3 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,934,884千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,975,307
	1 後期高齢者医療保険料	2,975,307
2 使用料及び手数料		338
	1 手 数 料	338
3 繰 入 金		951,355
	1 一般会計繰入金	951,355
4 諸 収 入		7,884
	1 償還金及び還付加算金	6,041
	2 雑 入	1,843
歳 入	合 計	3,934,884

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		54,712
	1 総 務 管 理 費	49,070
	2 徴 収 費	5,642
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		3,864,131
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	3,864,131
3 諸 支 出 金		6,041
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,041
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,934,884

令和3年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和 3 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和 3 年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6, 5 1 0, 3 6 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 4 日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		16,510,364
	1 振 替 収 入	16,510,364
歳 入	合 計	16,510,364

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		16,510,364
	1 給 与 等 支 払 費	16,510,364
歳 出	合 計	16,510,364

令和 3 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

令和3年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱量	
ア 水産物	31,000トン
イ 青果物	71,000トン
(2) 主要な建設改良事業	
水産冷蔵庫棟屋外冷却塔改修工事	19,869千円
北側放送設備設置工事	5,027千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	市場事業	収益	565,232千円
第1項	営業	収益	415,778千円
第2項	営業外	収益	149,454千円
	支	出	
第1款	市場事業	費用	565,104千円
第1項	営業	費用	547,888千円
第2項	営業外	費用	16,216千円
第3項	予備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額96,563千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,527千円及び過年度分損益勘定留保資金91,036千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	35,763千円
第1項	出資金	35,763千円
	支	出
第1款	資本的支出	132,326千円
第1項	建設改良費	60,800千円
第2項	企業債償還金	71,526千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費115,734千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、129,834千円である。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度徳島市商業観光施設事業会計予算

令和3年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	60,788器
イ 年間総利用人数	159,962人
ウ 一日平均利用人数	438人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	63,875台
(ア) 普通駐車	41,245台
(イ) 全日定期駐車	7,665台
(ウ) 夜間定期駐車	6,935台
(エ) 昼間定期駐車	8,030台
ウ 一日平均駐車台数	175台
(ア) 普通駐車	113台
(イ) 全日定期駐車	21台
(ウ) 夜間定期駐車	19台
(エ) 昼間定期駐車	22台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	287台
イ 年 間 駐 車 台 数	107,675台
(ア) 普 通 駐 車	70,445台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	13,140台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	3,285台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	20,805台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	295台
(ア) 普 通 駐 車	193台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	36台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	9台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	57台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数	154台
イ 年 間 駐 車 台 数	144,175台
(ア) 普 通 駐 車	138,700台
(イ) 泊 駐 車	3,650台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1,825台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	395台
(ア) 普 通 駐 車	380台
(イ) 泊 駐 車	10台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 商業観光施設事業収益	209,845千円
第1項 索道営業収益	16,101千円
第2項 駐車場営業収益	175,395千円

第3項	営業外収益	18,349千円
	支出	
第1款	商業観光施設事業費用	195,265千円
第1項	索道営業費用	73,808千円
第2項	駐車場営業費用	118,806千円
第3項	営業外費用	1,651千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

	支出	
第1款	資本的支出	3,344千円
第1項	企業債償還金	3,344千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,460,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和 3 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

令和3年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	129,879戸
(2) 年間総配水量	30,641,000m ³
(3) 一日平均配水量	83,948m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	193,446千円
配水施設事業	1,429,555千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	5,370,067千円	
第1項 営業収益	4,831,001千円	
第2項 営業外収益	534,455千円	
第3項 特別利益	4,611千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	4,950,271千円	
第1項 営業費用	4,313,124千円	
第2項 営業外費用	627,838千円	
第3項 特別損失	7,309千円	
第4項 予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,354,498千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,837千円、当年度分損益勘定留保資金1,589,301千円、減債積立金349,822千円及び建設改良積立金371,538千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	897,971千円
第1項	企業債	483,200千円
第2項	工事負担金	123,100千円
第3項	加入金	154,704千円
第4項	負担金	38,995千円
第5項	県補助金	49,610千円
第6項	他会計補助金	47,121千円
第7項	固定資産売却代金	1,241千円
支 出		
第1款	資本的支出	3,252,469千円
第1項	建設改良費	1,707,045千円
第2項	企業債償還金	1,542,424千円
第3項	県補助金返還金	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
徳島市上下水道局庁舎整備事業	令和3年度から令和5年度まで	2,244,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	77,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
配水管整備事業	406,200千円			財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,199,734千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、65,816千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、31,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取 得 す る 資 産	機械及び装置	ガスクロマトグラフ質量分析計	一 式

令和3年3月4日提出

徳 島 市 長 内 藤 佐 和 子

令和 3 年度徳島市公共下水道事業会計予算

令和3年度徳島市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	47,627戸
(2) 年間総処理水量	29,458,017m ³
(3) 一日平均処理水量	80,707m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道施設整備事業	2,246,127千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	4,570,402千円
第1項	営業収益	2,974,013千円
第2項	営業外収益	1,596,289千円
第3項	特別利益	100千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	4,686,610千円
第1項	営業費用	4,198,480千円
第2項	営業外費用	476,130千円
第3項	特別損失	2,000千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,292,263千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額116,400千円、過年度分損益勘定留保資金520,525千円及び当年度分損益勘定留保資金655,338千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	3,172,944千円
第1項	企業債	2,266,200千円
第2項	負担金	82,728千円
第3項	補助金	770,500千円
第4項	他会計出資金	53,516千円
		支 出
第1款	資本的支出	4,465,207千円
第1項	建設改良費	2,254,030千円
第2項	企業債償還金	2,211,177千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設事業	2,266,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用

(2) 営業外費用

(3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費742,029千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、411,481千円である。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

令和3年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	5,475両(一日平均15両)
(2) 年間運転キロメートル数	520,158キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,008,087人
(4) 一日平均輸送人員	2,762人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	493,862千円
第1項	営業収益	182,256千円
第2項	営業外収益	311,606千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	585,410千円
第1項	営業費用	565,761千円
第2項	営業外費用	18,649千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,455千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468千円及び過年度分損益勘定留保資金12,987千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資 本 的	収 入	1 8 9 千円
第1項	補 助	金	1 8 9 千円
		支	出
第1款	資 本 的	支 出	1 3, 6 4 4 千円
第1項	建 設 改 良	費	5, 1 7 2 千円
第2項	企 業 債 償 還	金	8, 4 7 2 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 4 5 5, 8 7 7 千円 |
| (2) 交 際 費 | 3 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、285,265千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和 3 年度 徳島市 市民病院 事業会計 予算

令和3年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	335床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	95,630人
イ 外来患者数	107,206人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	262人
イ 外来患者数	443人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	250,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	11,228,057千円	
第1項 医療収益	9,684,754千円	
第2項 医療外収益	1,538,303千円	
第3項 特別利益	5,000千円	

支 出		
第1款	病院事業費用	11,414,624千円
第1項	医療費用	11,000,944千円
第2項	医療外費用	383,680千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,275千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額773千円及び過年度分損益勘定留保資金424,502千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	870,953千円
第1項	企業債	250,000千円
第2項	負担金	620,953千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,296,228千円
第1項	建設改良費	252,500千円
第2項	企業債償還金	1,043,728千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
包括業務委託	令和4年度から令和8年度まで	1,824,025千円
給食業務委託	令和4年度から令和6年度まで	586,464千円
医療事務業務委託	令和4年度から令和6年度まで	616,218千円
リネン・ベッド管理業務委託	令和4年度から令和6年度まで	128,070千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具等整備事業	250,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,300,678千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、316,622千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,577,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	内視鏡マネジメントシステム	一式
	医療機械器具備品	超音波画像診断装置	一式
	医療機械器具備品	検体前処理システム	一式
	医療機械器具備品	手術映像記録配信システム	一式
	医療機械器具備品	手術用顕微鏡	一式

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子